

第5回公民館のコミュニティセンター化検討部会

日時 令和2年1月22日（水）
午後4時～午後6時
場所 浜田市役所4階 講堂 AB

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議題

(1) 前回の協議のまとめについて（検討項目：①設置目的～⑥職務）

(2) 検討事項に対する意見集約について（検討項目：⑦開館時間～⑫運営方式）

(3) 今後の予定について

2月11日（火・祝）13：30～ 協働のまちづくりフォーラム〔いわみーる〕

2月21日（金）13：30～ 第6回部会〔講堂 AB〕

3月19日（木）13：30～ 第7回部会〔講堂 AB〕

4 その他

5 閉 会

公民館のコミュニティセンター化検討部会名簿

1 部会委員

(敬称略・順不同)

No.	区 分	所 属	役 職	氏 名	備考
1	識見者	島根県立大学しまね地域研究センター	客員研究員	長 畑 実	部会長
2	関係行政機関	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	副部会長
3	地区まちづくり 推進委員会	美川地区まちづくりネットワーク	会 長	大 谷 弘 幸	
4		今福地区まちづくり推進委員会	委 員	岩 崎 敏	
5		都川地区まちづくり推進委員会	会 長	新 森 増 美	
6		安城地区まちづくり推進委員会	委 員	岡 本 薫	
7		三隅自治区まちづくり会議	会 長	齋 藤 正 美	
8	公民館	長浜公民館	館 長	瀧 口 嘉 輝	
9		波佐公民館	館 長	楨 田 浪 子	
10		市木公民館	館 長	尾 崎 光 政	
11		杵束公民館	館 長	日下田 周 之	
12		黒沢公民館	館 長	三 浦 博 美	

2 浜田市

No.	職 名	氏 名	備考
1	地域政策部長	岡 田 泰 宏	
2	政策企画課 企画係長	大 屋 一 幸	
3	企画係 主任主事	原 田 美由紀	

3 事務局

No.	職 名	氏 名	備考
1	まちづくり推進課長	邊 寿 雄	
2	地域づくり推進係長	上 野 晃	
3	地域づくり推進係 主事	野 津 聖	
4	地域づくり推進係 主事	山 藤 通 子	
5	生涯学習課長	村 木 勝 也	
6	生涯学習係長	古 城 崇 浩	
7	生涯学習係 主任主事	藤 井 雄 也	
8	派遣社会教育主事	小 川 豊	
9	派遣社会教育主事	三 浦 洋 子	
10	図書館係 主事	喜代吉 鏡 子	
11	金城支所防災自治課長（金城分室長）	原 田 俊 治	
12	地域振興係長	森 川 学	
13	教育振興係長	岩 崎 久 佳	
14	旭支所防災自治課長（旭分室長）	佐々尾 昌 智	
15	地域振興係長（教育振興係長）	稲 田 誠	
16	弥栄支所防災自治課長（弥栄分室長）	三 浦 一 美	
17	地域振興係長（教育振興係長）	田 中 健	
18	三隅支所防災自治課長（三隅分室長）	小 松 寿 興	
19	地域振興係長（教育振興係長）	田 倉 大 輔	

公民館のコミュニティセンター化に関連する事項

1-① 設置目的

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<p>社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条の目的を達成するため、法第24条の規定に基づき浜田市立公民館(以下「公民館」という。)を設置する。</p> <p>※社会教育法第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、周南市民センター(以下「センター」という。)を設置する。</p>	<p>坂井市まちづくり基本条例の理念に基づく市民と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するとともに、市民の地域づくり活動及び社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、また、市民相互の交流を促進する場として坂井市コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(位置づけ) センターは、社会教育法第21条に基づく施設とみなす。</p>

【市の基本的な考え方】

- ・(仮称)浜田市協働のまちづくり推進条例の理念に基づき、地域課題の解決に向けた住民の主体的なまちづくり活動を支援する施設とする。
- ・社会教育の拠点としての位置づけは残し、社会教育機能の維持・充実を図る。

【各団体等からの意見・提言】

- ・社会教育を基盤とした「まちづくりを支援する公民館」を目指すべき。〔社会教育委員の会〕
- ・協働の大切さを行政・市民・地域において共有すること。〔市公連〕

【部会委員からの意見】

- ・自治区制度に代わる新しい条例に基づいて、よりよい活動を行っていく必要がある。
- ・地域の違いを認め合い、同じ方向を向いて進んでいくべき。

【部会としての考え方】(たたき台)

- ・自治区制度の後継となる新たな条例に基づく地域拠点施設であること明らかにすること。
- ・住民主体のまちづくりと社会教育・生涯学習の推進により、活力ある地域社会の実現に寄与する施設を目指すこと。

1-② 名称等

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
名称 公民館 施設数 26 館 (分館 9 館)	名称 市民センター 施設数 36 館	名称 コミュニティセンター 施設数 23 館 (分館 3 館)

【市の基本的な考え方】

- ・現在の公民館をそのまま移行する。
- ・名称については、部会での議論を踏まえて決定する。

【各団体等からの意見・提言】

- ・人づくり・地域づくりセンター〔社会教育委員の会〕

【部会委員からの意見】

- ・社会教育法に基づく施設であれば「公民館」がよいのではないか。
- ・新しく変わることが分かるように名称は変更したほうが良い。
- ・「コミュニティセンター」には違和感がある。
- ・名称に大きなこだわりはない。

【部会としての考え方】(たたき台)

- ・公民館が新しい機能を持った施設に変わることを地域住民等に理解してもらうためにも、名称は変更することが望ましい。
- ・「コミュニティセンター」という名称では、何をする施設か分かりにくいことから、「まちづくりセンター」のように施設の機能などを端的に表した施設名にするべき。

(検討課題)

- ・具体的な名称案〔いわゆる仮称〕を提案すべきか。
- ・「公民館」という名称を何らかの方法で残す可能性について言及すべきか。

1-③ 管理

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
公民館の管理は、教育委員会が行う。	(規定なし) ※市長部局が管理	(規定なし) ※市長部局が管理

【市の基本的な考え方】

- ・市長部局へ移管する。
→ 社会教育法による使用制限の適用を受けないようにすることで、まちづくり活動がより柔軟に行える施設とする。
また、市長部局が所管することで、まちづくりに関連する福祉・産業・防災などの関連部署への連絡・調整の円滑化を図り、行政によるサポート体制（協働関係）の強化につなげる。

【各団体等からの意見・提言】

- ・市長のリーダーシップにより展開できるよう市長部局へ移管する。〔社会教育委員の会〕
- ・市長部局と教育委員会を超越した事務局体制の検討が必要。〔社会教育アドバイザー〕
- ・周南市のように施設の所管は市長部局に移し、生涯学習は教育委員会で担う方法や、市長部局に社会教育を担う新たな部署を創設する方法もある。〔社会教育アドバイザー〕

【部会委員からの意見】

- ・共育の理念を大事にするために市長部局と教育委員会の両方で所管するのがよい。
- ・学校との関わりをスムーズにできる体制をなくさないこと。
- ・社会教育については、教育委員会のままだがよい。
- ・施設の所管等は、市長部局へ移管してもよい。

【部会としての考え方】（たたき台）

- ・施設の運営及び所管については、社会教育法による使用制限の適用を受けず、まちづくり活動により柔軟に使用できる施設となるよう、市長部局へ移管することが望ましい。
- ・社会教育については、「はまだっ子共育プロジェクト」や「ふるさと郷育」の推進に当たり、子どもや家庭、学校教育との関わりが引き続き重要であり、これらの社会教育機能を十分に担保するためにも、教育委員会がそのまま所管すべき。

1-④ 業務（事業）

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<p>公民館は、法第 20 条の目的達成のために、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 定期講座を開設すること</p> <p>(2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること</p> <p>(5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること</p> <p>(6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること</p>	<p>センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 地域づくりの支援に関する事業</p> <p>(2) 生涯学習の推進に関する事業</p> <p>(3) 各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>センターは、次に掲げる事業等を行う。</p> <p>(1) 協働のまちづくりを推進し、市民が行う自主的な地域づくり活動を支援する事業</p> <p>(2) 社会教育法第 22 条に規定する事業</p> <p>(3) 市民の交流を促進し、コミュニティの形成に資する事業</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事業</p>

【市の基本的な考え方】

- ・地域課題の解決に向けた住民の主体的なまちづくり活動を支援する。
- ・現在の公民館事業をベースに社会教育及び生涯学習を引き続き推進する。
- ・行政窓口業務（証明発行等）については、基本的に継続する。

【各団体等からの意見・提言】

- ・社会教育を基盤とした「まちづくりを支援する公民館」を目指すべき。〔社会教育委員の会〕
- ・「学び・考える」機能と「動く」機能の相乗効果や連鎖を生み出していく。〔市議会：中山間〕
- ・従来の機能がなくなり、住民サービスが低下しないようにすること。〔市議会：行革〕
- ・多世代交流の場、地域課題の解決に向けた組織体制の構築、社会教育・生涯学習の推進、人材活用及び人材育成の推進等の機能について検討すること。〔市議会：行革〕
- ・センターと地区まちづくり推進委員会、地域協議会との関係性を整理すること。〔市議会：行革〕
- ・共育の精神を地域づくりの中心に据える必要がある。〔市公連〕
- ・行政窓口業務に係る時間が非常に多く、行政に対する相談も多い。〔市公連〕

【部会委員からの意見】

- ・「支援」の内容を具体的に示す必要がある。
- ・公民館事業の基本は残すべき。
- ・公民館は「支援」ではなく本体そのものになっている館もある。
- ・地区まちづくり推進委員会の事務局を担うなどの支援が必要な地域もあれば、各種団体の交通整理的な支援のほうが適当な地域もある。
- ・公民館と地区まちづくり推進委員会の役割をしっかりと整理し、まちづくり活動にはいろいろな形態があることを認識してスタートしていかないといけない。

【部会としての考え方】（たたき台）

- ・センターの事業は、「住民主体によるまちづくり活動の支援」と「社会教育及び生涯学習の推進」を2本柱とする。
- ・具体的な事業については、現在の公民館事業を基本としつつ、センターの設置目的（活力ある地域社会の実現）に沿った事業の広がりが期待される。
- ・各センターが取り組む個別の事業内容については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、関係団体等との話し合いの下、センターごとに地域の特色を活かした事業を企画し、実施することが望ましい。
- ・センターと地区まちづくり推進委員会との関係性については、組織の設立状況や地区まちづくり推進委員会ごとに必要な支援のあり方が異なることから、地域ごとに話し合いを通じて役割等を整理する必要がある。

1-⑤ 職員

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<ul style="list-style-type: none"> ・館長 ・主事 ・その他の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・所長 ・主事 ・その他の職員 <p>ただし、指定管理者が管理を行うセンターについては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター長(以下「センター長」) ・その他必要な職員(以下「センター職員」)

【市の基本的な考え方】

- ・センター長 1名(52時間から132時間へ拡充)
 - ・センター職員 1～3名程度(132時間)
 - ・連携主事 1名(自治区ごとに)
- ※ 現在の館長及び主事は、これまでの経験や地域とのつながりを持っているので、引き続き力を貸してもらいたい。

【各団体等からの意見・提言】

- ・常勤のセンター長1名と職員2名を配置する。2名のセンター職員のうち、1名が共育等の社会教育担当、もう1名が地域づくり担当とする。〔社会教育委員の会〕
- ・職員の採用については、広く公平な見地から人材を登用すべく、公募制を導入する。〔社会教育委員の会〕
- ・公民館に、現在の公民館主事に加えてまちづくり担当を配置して体制強化を図り、両者が連携して機能拡充を図る。〔市議会：中山間〕
- ・コミュニティセンター化により過度の事務負担とならないよう、職員体制及び職員確保に配慮されたい。〔市議会：行革〕
- ・センター業務は、正職員か行政OBが担うべきではないか。〔市公連〕

【部会委員からの意見】

- ・センター長、センター職員ともに地元選出が望ましいが、地域に人材がない。
- ・センター長をフルタイム化すると、更になり手がいない。
- ・持続可能な人材確保のためには、地域外からの採用も検討が必要。
- ・センター長の勤務時間については、現状の52時間と132時間の間の設定も検討できないか。
- ・センター職員の増員は必要だが、地域によっては地元選出が難しい。
- ・パート主事の仕組みは、人材がない地域では必要だが、そうでない地域では廃止すべき。
- ・連携主事は、行政的なことや地域のことを総合的に判断できる人がよい。
- ・連携主事は、市職員が適役である。
- ・センター職員等に市の再任用職員を配置してもらいたい。

【部会としての考え方】（たたき台）

- ・センター長及びセンター職員については、地元選出が困難な地区も多いため、公募方式の検討が必要である。その際、地域に精通した者の優先雇用には配慮すること。また、現在の館長及び主事が有している社会教育等のノウハウや地域とのつながりは貴重な財産であることから、本人の意思を確認したうえで、継続雇用すること。
- ・センターへの配置人員については、センター長1名、センター職員2名を基本とし、地域の実情に応じて加減すること。
- ・センター長の勤務時間の拡充については、実質的な人員増につながるものの、地域によっては、人材確保の足かせになることが懸念される。また、センター長の業務量にもばらつきが見られることから、センター長の勤務時間拡充によらない人員増の仕組みも検討すべき。
- ・連携主事については、後述する職務内容から、まちづくり等の支援経験者が適任であり、市職員の配置を含め、適任者の確保に努めること。

1-⑥ 職務

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
館長は、公民館の行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。 主事その他の職員は、館長の命を受け館務に従事する。	(規定なし)	センター長は、上記事業を達成するため、市長の命を受けて、事務を掌握し、センター職員を指揮監督する。 センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。

【市の基本的な考え方】

- ・センター長は、センターの行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。
- ・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- ・連携主事は、センター及び地区まちづくり推進委員会等が行う事業に対して指導・助言を行い、センター及び地区まちづくり推進委員会等の組織強化及び連携強化を図る。

【各団体等からの意見・提言】

- ・「センター長」や「連携主事」の役割について明確に示されたい。〔市議会：行革〕
- ・連携主事の位置づけや立ち位置が分からない。〔市公連〕

【部会委員からの意見】

- ・公民館の業務が膨れ上がっているため、職務整理を行う必要がある。
- ・まちづくりの支援を行う場合には、土日や夜間の業務が増えることが想定されるため、勤務条件の整理や時間外手当等の導入について検討が必要である。

【部会としての考え方】(たたき台)

- ・各職員の職務については、上記「市の基本的な考え方」を基本としつつ、地域の実情に応じて個別の職務を整理すること。
- ・土日や夜間勤務の増加が想定されることから、勤務条件を整理するとともに時間外手当等の導入を検討すべき。